

平成 27 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見（別添）をつけて報告します。

平成 28 年 9 月 5 日提出

兵庫県多可郡多可町長 戸田 善規

1 健全化判断比率

(単位：%)

	平成 27 年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
①実質赤字比率	—	13.83	20.0	
②連結実質赤字比率	—	18.83	30.0	
③実質公債費比率	15.3	25.0	35.0	
④将来負担比率	29.1	350.0		

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成 27 年度 決 算	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	20.0	
水道事業特別会計	—	20.0	
宅地造成事業特別会計	—	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「—」と記載する。

多 監 第 1 4 号

平成28年8月23日

多可町長 戸田善規 様

多可町監査委員 池田 和史

多可町監査委員 大山 由郎

平成27年度多可町一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計決算審査意見書
平成27年度多可町健全化判断比率等に係る審査意見書

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成27年度多可町一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算について、それぞれの決算書及び関係諸帳簿、証拠書類を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

並びに、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、その算定に基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

平成27年度多可町健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

		平成27年度 決 算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率		—	13.81	20.0	
連結実質赤字比率		—	18.81	30.0	
実質公債費比率		15.3	25.00	35.0	
将来負担比率		29.1	350.0		
資金 不足 比率	下水道事業特別会計	—	20.0		
	水道事業特別会計	—	20.0		
	宅地造成事業特別会計		20.0		

(2) 個別意見

・実質赤字比率及び連結実質赤字比率

当町においては実質赤字、連結実質赤字ともに発生していない。今後もこの状態の維持に努められたい。

・実質公債費比率

昨年度の14.7から0.6ポイント悪化し15.3となった。同比率は、過去3年間の平均となっているため、分析について平成27年度と平成24年度の比較を行うと、元利償還金が1億924万2千円減少となったが、公営企業会計操出金や一部事務組合への負担金を含む準元利償還金は1億4,427万7千円増加したことにより、公債費等の総額が3,503万5千円増加する一方、交付税算入額は5,055万6千円減額したことにより悪化している。

有利な起債を活用した経営がなされていることは評価できるが、今後普通交付税の段階的縮減が始まるため、公債費負担の適正化に今以上に努め、持続可能な財政水準の維持に努められたい。

・将来負担比率

昨年度の33.0から3.9ポイント改善し29.1となった。これは、将来負担額が昨年度と比較して3億1,469万8千円減少したこと及び充当可能基金が1億8,183万5千円増えたことによる。が大きく影響している。

主な内訳は、将来負担額で地方債残高1億2,945万3千円の減、一部事務組合等における将来負担1億3,223万9千円の減であり、充当可能金額では、ふるさと納税にかかる基金等の積み立てにより基金残高が2億1,000万円の増である。

地方債の計画的な借入と償還により地方債残高は減らしてきてはいるが、新庁舎建設等合併特例債を活用した大型投資的事業が予定されていることから数値の上昇が想定されるところである。第3次多可町行財政改革大綱（平成27年度～平成31年度）に基づき行財政改革を断行されたい。

・資金不足比率

当町の公営企業特別会計において、資金不足は発生していない。今後もこの状態の維持に努められたい。

(3) まとめ

昨年度までと同様に、実質連結赤字及び資金不足は生じておらず、かつ、他の比率も早期健全化基準を下回っている。しかし、更なる人口減少に加え、普通交付税の段階的縮減により標準財政規模が確実に縮小する中、大型投資的事業が行政経営に及ぼす事態を十分考慮され、起債発行額と経常経費の抑制に努めることが必須である。そのためには、先ず、投資的事業について優先順位を付けるなど中長期計画を明確にし、限られた財源を有効に活用していくことが必要不可欠である。なお、国・県補助金や交付税算入率が大きい有利な起債を活用していくとは言うまでもない。

次に、公営企業や一部事務組合等における準元利償還金や将来負担額等の推移を的確に把握するとともに、関係団体の経営改善に積極的に係わることで、各比率の改善に繋がるよう努められたい。